



大田区施術割引券

ってなんですか??

《— 大田区内にお住いの高齢者にご利用いただける、はり・灸・マッサージ割引券です。—》

どういう割引券なの??

《— 1回の治療を1,000円で受けられる割引券です。—》

- ・大田区の国民健康保険に加入している70歳以上の方
 - ・後期高齢者医療制度に加入している大田区在住の方
- を対象とした大田区の保健事業です。

毎年7月一杯を通して受付し、9月から12月末まで大田区内の指定施術所にて計3回、施術が1000円で受けられます。

※ここでの治療とは保険診療ではありません。詳しくは裏面へ

気になる治療が1,000円で受けれちゃう!



どうしたら利用できるの??

《— 封書または郵便はがきでお申し込み頂くと、券が届きます。—》

7月中にお申込みをしていただくと、8月下旬に3枚綴りの割引券と指定施術所一覧が届きます。

自己負担額1,000円と割引券を持って指定施術所へお越しください。詳しくは6月の「大田区報」をご覧ください。



目印はこの張り紙の治療院

How to

お申込みは裏面下段のキリトリ線より下の部分をご記入いただき、封書・郵便はがき・窓口へ持参のいずれかでお申込みください。

詳しくは裏面へ

大田区国民健康保険
(昭和 年8月2日、昭和 年3月31日生の方)
及び後期高齢者医療制度
はり・きゅう
マッサージ・指圧
割引券利用
指定施術所
利用期間 令和 年9月1日～12月31日



1回の治療が
1,000円で
受けられます！
9～12月

期間



大田区施術割引券 のお申し込み方法

問い合わせ先

国保年金課 後期高齢者医療給付担当 ☎ 5744-1254
国保年金課 国保保健事業担当 ☎ 5744-1393

郵送申込期間

令和4年7月1日(金)～令和4年7月31日(日) ※7月31日消印有効

申込み対象者

※申込方法は一番下

- ① 大田区の国民健康保険に加入している方
昭和22年8月2日～昭和28年3月31日生まれの方(70～74歳)
- ② 後期高齢者医療制度に加入している方(大田区在住に限る)
- ③ 令和3年度までの保険料の滞納がない方

利用期間

令和4年9月1日(木)～令和4年12月31日(土)

利用内容

割引券を1人3枚配布します。1回につき1,000円で施術が受けられます。

利用施術所

区内指定施術所(割引券送付時に一覧表を同封します)

割引券送付日

令和4年8月下旬に郵送します。



注意事項

- 割引券はお一人3枚の発行で、ご利用はご本人様に限ります。
- 他の人にゆずることはできません。
- 申請窓口持参、又ははがき63円、封書84円、郵便書簡63円で郵送してください。
- 保険診療の自己負担分としては利用できません。

長寿健診・特定健診 受診のお知らせ

令和4年6月1日～令和5年3月31日まで長寿健診・特定健診を実施しています。
生活習慣病などの早期発見、早期治療のため1年に1回は健康診査を受診しましょう。



施術割引券申込み手続き

必要事項(下記)を記入し、封書・郵便はがき、または窓口持参にてお申込みください。
郵便はがきの場合、個人情報保護シールの利用を推奨しています。

封書に入れる場合は以下を切り取ってお送り下さい。

以下は宛名として封書に貼ってお使いください。

保険証の記号番号:

保険証上部に記載されています

※後期高齢者医療制度の方は被保険者番号(8ケタ)
大田区国民健康保険の方は11又は65-〇〇-〇〇〇〇

住所:

氏名: フリガナ:

生年月日: 明・大・昭 年 月 日

電話番号:

1 4 4 8 6 2 1

大田区蒲田五丁目13番14号

大田区国保年金課 国保保健事業担当 宛
後期高齢者医療給付担当 宛

「はり・きゅう・マッサージ指圧割引券希望」